平成２８年（フ）第８１号
埼玉県ふじみ野市谷田２丁目８番地85
債務者　岡村　季子（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第８９号
埼玉県川越市大字寺尾751番地１（サンヒルズ№１―101号室）
債務者　工藤　千秋
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１３６号
埼玉県川越市大塚１丁目19番地６
債務者　関根　誠
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１４号
埼玉県行田市谷郷３丁目６番49号　エルディム菊地203
債務者　柳澤　雅文
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１５号
埼玉県行田市谷郷３丁目６番49号　エルディム菊地203
債務者　柳澤　法子（旧姓錦戸）
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第６１号
相模原市中央区相模原４丁目３番６号　元気村相模原
債務者　滝澤　龍朗
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第６２号
相模原市南区相模大野６丁目17番１号　サンフラット91―101号室
債務者　佐藤クニ子
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第７５号
相模原市南区古淵６丁目20番９号　ヴィラミキ103
債務者　斎藤　洋一
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第７６号
相模原市中央区相模原３丁目５番７―101号
債務者　中山　利子
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第７７号
相模原市中央区相模原３丁目５番７―101号　中山方
債務者　馬場喜久子
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第７９号
神奈川県座間市南栗原５丁目７番10号
債務者　室本　啓次
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第９３号
相模原市中央区相模原５丁目３番21―704号
債務者　谷井　邦代
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１５号
山口県周南市青山町８番33号
債務者　中村美沙子
1　決定年月日時　平成28年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第２２号
福岡県行橋市東泉４丁目２番14号
債務者　大島のどか（旧姓黒田）
1　決定年月日時　平成28年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第２３号
福岡県行橋市大字金屋585番地49　岩城方
債務者　中野　景子
1　決定年月日時　平成28年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第８３号
埼玉県所沢市緑町３丁目35番15号　煉瓦館39―102
債務者　山口　隆司
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５９号
相模原市緑区原宿５丁目11番19号　城山ハイム102号
債務者　川端　晃
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部